

審議案件に関する概要

令和 5年 4月 27日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	令和4年9月12日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	スーパーセンタートライアル幕別店 中川郡幕別町札内みずほ町160番1 外	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	
(3) 新設日	令和5年5月13日	
(4) 店舗面積の合計	5,287㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	285台
	駐輪場の収容台数	50台
	荷さばき施設の面積	181㎡
	廃棄物保管施設の容量	60m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	24時間
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	24時間

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	設置台数285台≧必要台数285台
	従業員駐車場等の整備	88台
	駐輪場及び自動二輪車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場は50台分設置 ・ 自動二輪駐車場は5台分設置、来客は極端に少なく、計画駐車場で対応可能
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式、オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送業者が集中しないよう時間配分に配慮
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口看板、出庫時の一旦停止表示で注意喚起
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店時や特別なセール等の繁忙期には、各出入口に配置し安全と円滑な誘導に配慮

	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 積雪10cm以上で適宜排雪し駐車台数の確保に努める 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	60dB	43dB	○	
		B	60dB	45dB	○	
		C	60dB	50dB	○	
		D	60dB	47dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	A	50dB	37dB	○	
		B	50dB	39dB	○	
		C	50dB	43dB	○	
		D	50dB	40dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点/音源の種類		規制基準値	予測結果	評価
		A	空調室外機	60dB (60dB)	42dB (24dB)	○
			自動車走行	60dB (60dB)	59dB (46dB)	○
自動車ドア開閉音			60dB (60dB)	61dB (48dB)	△	
B		空調室外機	60dB (60dB)	33dB (23dB)	○	
		自動車走行	60dB (60dB)	71dB (48dB)	△	
		自動車ドア開閉音	60dB (60dB)	59dB (49dB)	○	
C		空調室外機	60dB (60dB)	25dB (23dB)	○	
		自動車走行	60dB (60dB)	66dB (49dB)	△	
		自動車ドア開閉音	60dB (60dB)	57dB (50dB)	○	
D		空調室外機	60dB (60dB)	23dB (19dB)	○	
		自動車走行	60dB (60dB)	58dB (43dB)	○	
		自動車ドア開閉音	60dB (60dB)	62dB (45dB)	△	
※ 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の壁際では基準を満たす。 ※ () 内数値は直近住居壁際でのdB						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> エンジン空ぶかし等の禁止や必要時以外のアイドリング禁止を徹底 搬入車両ドライバーに対し夜間徐行運転を行う指導を徹底し、走行速度を10km/h以下を促す 夜間時間帯(午後10時から午前6時)の除排雪作業は実施しない 				
荷捌き作業時の対策		<ul style="list-style-type: none"> スペースを確保し時間の短縮に努める 作業時は商品等の投げ下ろしの禁止 				

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入業者へアイドリング停止の徹底 ・ 計画的な商品搬入で搬出入車両の低減及び荷捌き作業の時間短縮
	付帯設備・施設等の対策	・ 室外機は最新の低騒音型を選定
	青少年等の蝟集等の対策	・ 深夜においての青少年の溜まり場にならぬよう、夜間責任者等による定期巡回の実施
	その他の対応方策	・ 騒音問題が発生した場合は迅速に適切な対応する
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	・ 指針容量 24.63413 m ³ ≤ 設置容量60.39m ³
	保管場所の位置、構造等	・ 屋内密閉型で飛散はない
	運搬・処理対策	・ 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る
	減量化、リサイクル等	・ 分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 屋内の空調設備設置の密閉施設で保管するため悪臭の発生はない
	その他の対応方策	・ 生活環境問題の発生のおそれがある場合は店舗責任者が適正な対応策を講じる
(4) 街並みづくり等への配慮		・ 立地する地域で街並みづくりが行われる場合は、阻害することがないように調和を図る
(5) 防災対策への配慮		・ 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う
(6) 防犯対策への配慮		・ 夜間責任者及び社員による定期巡回の実施
(7) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
	北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課	令和3年9月13日 計画概要説明と交通量調査地点交差点の確認 令和4年4月18日 計画概要説明と交通資料を基に協議。内容について概ね了解 令和4年4月27日 出入口③と町道の間にある緩衝帯が町道へ出庫する際の視認性に問題があるため対策が必要 →確認して回答し了承をもらい済み
	北海道警察本部 交通部交通規制課	令和4年4月19日 計画概要について説明 出入口②からの右折出庫が発生しないよう対策の徹底及び町道を利用した誘導経路の案内も行うよう回答 →承知した。
道路管理者		
	帯広建設管理部 事業課	令和3年9月14日 ① 道道の出入口を確認し、位置・幅員について部署内で確認すること ② 位置は問題ないが、幅員は規定通りとするか幅員が必要であればその理由を求められる 令和3年9月20日 3ナンバーサイズの車両が増えてきているためと回答 令和3年9月27日 ① 出入口2カ所の幅員を規定外とするのが

		<p>難しいため出入口①は規定通りとするなら、出入口②を申請通りで可能 →上記内容で対応 令和4年4月19日 訪問し、図面を直接確認してもらう</p>
	地元市町村	
	幕別町商工観光課	<p>令和3年9月13日 町道側乗入口、オープンスケジュールの確認し問題なしとあり</p>
	幕別町土木課	<p>令和3年9月13日 町道側乗入口、オープンスケジュールの確認し問題なしとあり</p>
	幕別町都市計画課	<p>令和3年9月13日 町道側乗入口、オープンスケジュールの確認し問題なしとあり</p>
	幕別町防災環境課	<p>令和3年9月13日 騒音予測地点の確認 令和4年7月25日 騒音予測結果の説明 令和4年7月27日 電話にて特に問題なしと回答あり</p>
4 市町村、住民等の意見		
	(1) 市町村の意見	意見なし
	(2) 住民等の意見	意見なし
5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案		
	意見なし	

別紙

(答申)

スーパーセンタートライアル幕別店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

幕別町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。